

指宿広城市町村圏組合職員の営利企業等の従事制限に関する規則

(平成25年指宿広城市町村圏組合規則第14号)

改正 平成29年指宿広城市町村圏組合規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第38条の規定に基づき、職員の営利企業等の従事制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可しない場合)

第2条 任命権者は、職員が、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他の地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得てその他の一切の事業若しくは事務に従事する場合（特別職に属する職、国又は他の地方公共団体の公務員の職又は公共企業体の職に併せてつく場合を含む。以下これらの事務を総称して「営利企業等」という。）において、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、これを許可しないものとする。

(1) 職員の占める職と当該営利企業等との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがある場合

(2) 職員が営利企業等に従事することにより、職務の遂行に支障を生ずる場合

(3) その営利企業等に従事することにより、法の精神に反する結果を生ずる場合

2 前項の規定中「その他の地位」とは、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の顧問、評議員その他これに準ずる地位とする。

(勤務時間を割くことのできる場合)

第3条 職員は、前条の基準による許可にかかわらず、任命権者によって特に許可された場合のほかは、営利企業等に従事するためにその勤務時間を割いてはならない。

2 職員は、前項により勤務時間を割くことを特に許可された場合においても、法律又は条例の規定により、勤務しないことにつき給与を減額されない旨の承認があった場合を除くほか、その勤務しなかった勤務時間については給与を減

額されるものとする。

(任命権者に対する許可の申請)

第4条 職員は、この規則の規定による許可を受けようとするときは、営利企業等の従事許可申請書（別記様式）を、事務局長を経て任命権者に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日指宿広城市町村圏組合規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

		年　月　日	
(任命権者) 様		所属部署名 氏　名　　印	
営利企業等の従事許可申請書			
<p>指宿広域市町村圏組合職員の営利企業等の従事制限に関する規則第4条の規定に基づき、次のとおり申請します。</p> <p>記</p>			
1 事務の名称 地　位　等			
2 事務を行う場所			
3 事務の様態	<input type="checkbox"/> 常務 <input type="checkbox"/> 非常務	事務の具体的な内容	
4 事務に従事する期間	平均1年に 日	平均1月に 日	平均1日に (時 ~ 時) 時間 時間
5 上記期間中、正規の勤務時間を割こうとする時間	平均1年に 日	平均1月に 日	平均1日に (時 ~ 時) 時間 時間
6 報酬	<input type="checkbox"/> 無給 <input type="checkbox"/> 有給	1月 円	現在給与額 級　号給
7 兼務の必要な理由			
8 兼務の職責遂行に与える影響			
9 兼務期間	<input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> 決定		年　月　日から 年　月　日まで
10 その他現に兼ねている事務	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある	あ　る　場　合	
		事務所の名称 場　所	報酬 円
11 事務局長の意見			
任命権者の措置 〔任命権者において記入すること。〕	兼　務	<input type="checkbox"/> 許可する 許可の件	<input type="checkbox"/> 許可しない

注　営利企業その他全ての業務及び事務は、「事務」で表現した。